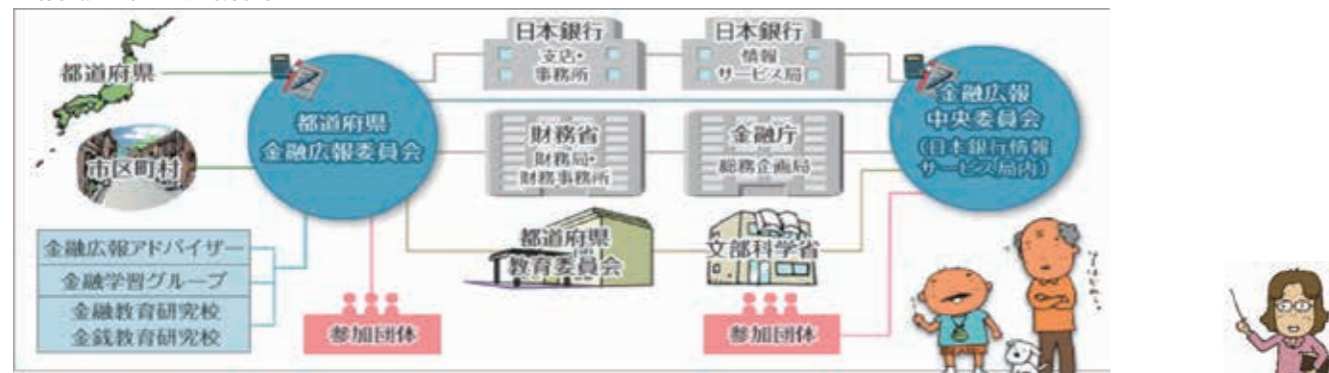


愛知県金融広報委員会

愛知県金融広報委員会とは

愛知県金融広報委員会は、金融広報中央委員会、愛知県、東海財務局、日本銀行名古屋支店、金融経済団体・金融機関などと連携して、健全で合理的な家計運営のため、中立・公正な立場から暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動を行っています。

<活動の相互連携図>



<主な活動>

専門家を講師として無料で派遣

各地域で開催される金融経済知識、生活設計などの学習会、講習会、勉強会に講師（金融広報アドバイザー*）を派遣しています。

*金融広報中央委員会（日本銀行内）から委嘱を受けたお金に関する各種専門家（消費生活相談員やファイナンシャルプランナーなど）です。



(<https://shiruporuto-aichi.jp/advisor/index.html>)

主な対象	小学生・PTA	一般
テーマ (例)	<ul style="list-style-type: none"> お金の大切さを知ろう お金つてなあに 家庭でできる金銭教育 親子で考えるお金の話 	<ul style="list-style-type: none"> 家計管理を見直す 資産形成・運用 生活設計 キャッシュレス決済 終活を学ぶ

資料・教材などの提供

金融経済、生活設計、金融・金銭教育をテーマとした暮らしに役立つ冊子やパンフレットなどを無料（一部有料のものもあります）で提供しているほか、子供向けから一般向けまで、対象別のDVDを無料で貸し出ししています。詳しくは、「知るぽると」のホームページをご覧ください。



**おこづかい帳
(おこづかいきろく)**
お小遣い帳の作り方と、お小遣いの記録の仕方が掲載されており、実際にお小遣い帳を作成することができます。



金融教育プログラム
一社会の中で生きる力を育む授業とは一学校における金融教育をより効果的に進めるために、現場の先生方及び有識者の協力を得て、小学校、中学校、高等学校における金融教育のあり方や関連する教科などの指導計画例を紹介しています。

画像の出所：金融広報中央委員会

Eラーニング講座「マネビタ」～人生を豊かにするお金の知恵～



金融経済教育推進会議（事務局：金融広報中央委員会）が、金融経済教育に関わる官庁や関係団体と連携し、有識者の意見を踏まえながら制作した動画教材です。株式会社ドコモgaccoが運営する学習サイト「gacco」で所定の登録手続きを行えば、誰でも受講可能です。

画像の出所：金融広報中央委員会

ホームページのご案内



イベント情報、各種講座、講師の派遣方法、刊行物の配布などの情報を掲載しています。

知るぽると愛知で検索 [愛知県金融広報委員会 \(https://shiruporuto-aichi.jp/\)](https://shiruporuto-aichi.jp/)



知るぽると
愛知県金融広報委員会

お気軽にお問い合わせ・御相談ください！
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県民生活課内）
TEL：052-954-6603 FAX：052-961-1317

<指導者用解説書のお問い合わせ先> 愛知県民文化局県民生活部県民生活課
〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
Tel：052-954-6603（ダイヤルイン） 発行：2023年7月

小学生向け

かしこい消費者のススメ

～みんなで考えよう暮らしとお金～



小学生向け教材 指導者用解説書

目次

はじめに	1
教材の特徴と活用方法	2
教材の活用例	3
教材の解説	4
授業展開例（指導案）	12
愛知県の消費者教育の取組	14
愛知県金融広報委員会	15

パワーポイント版「かしこい消費者のススメ～みんなで考えよう暮らしとお金～」

愛知県県民生活課のWEBページに、パワーポイント版「かしこい消費者のススメ～みんなで考えよう暮らしとお金～」を掲載しています。

学校の授業や教員研修等での御利用のほか、自作教材を作成するために、掲載内容の一部を御利用いただくことも可能です。

なお、一部を抜粋しての御利用や、編集して御利用される場合は、必ず出典（出典：愛知県県民生活課「かしこい消費者のススメ」）を明記していただくをお願いします。

URL：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/consumer-education-materials-for-school.html>



愛知県 WEB



はじめに

私たち消費者を取り巻く問題は、スマートフォンの普及に伴うインターネットの利用拡大等による高度情報通信社会の進展や、経済のグローバル化など、社会経済環境が大きく変化する中で、ますます多様化し、広範にわたっており、更に新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るう中で、その傾向は加速度的に進んでいます。

本県では、2020年3月に「あいち消費者安心プラン 2024（第三次愛知県消費者行政推進計画）」を策定し、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現を目指して、主体性のある消費者の育成に取り組んでいるところです。

こうした中、2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ、若年者のうち、特に18歳、19歳は、「未成年者取消権」による保護がなくなったため、消費者被害が増加することが懸念されており、児童・生徒の発達段階に応じた実践的な消費者教育の充実・強化が喫緊の課題となっています。

また、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標 SDGs」の達成に向けて、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」の普及により、私たち一人一人の消費行動が、持続可能な社会の形成に貢献することも期待されています。

このため、本県では、18歳を迎えるまでの、より早い時期から適切な消費行動に結び付く知識や実践的な能力を習得させることが重要であると考え、2022年度に「小・中学校向け消費者教育検討会」を設置し、小・中学校の授業において活用できる教材として、「かしこい消費者のススメ」を作成しました。

教材は、主体的・対話的な授業により、消費生活・環境に関する物事を捉える視点や考え方を育み、身に付けた知識を日常生活でも活用できるよう、実践的に学べる「ワーク形式」を取り入れています。また、指導を進めるうえで、留意したい点については、「指導者用解説書」に掲載しています。

各学校におかれましては、関係教科等の授業で、教材を活用していただくとともに、消費者教育の推進に御理解と御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

2023年7月

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

教材の特徴と活用方法

<特徴>

- ・学習指導要領に基づいた内容となっています（参照：【学習指導要領と教材及び教科書との対応表】）
- ・各ページには、自分の考え、友達や家族で話し合ったことなどを記入する設問があり、実践的に学ぶことができるワーク形式の教材となっています。
- ・社会科、家庭科などの授業で活用できるほか、自宅学習や長期休業中の課題としても活用できます。

<活用方法>

- ・「指導者用解説書」は、教材の写しを各ページの中央に配置し、その解説（「ねらい」、「授業の進め方とポイント」など）を周りに掲載しています。
- ・児童の実態を確認しながら、時間配分や学習の流れを工夫して活用してください。

【学習指導要領と教材及び教科書との対応表】

学習指導要領			教材 ページ	教科書該当ページ (2023年度)			
教科	項目	事項					
社会科	(2) 地域に見られる 生産や販売の仕事	消費者の願い、販売の仕方	P1,3	新しい社会3 (東京書籍) P66-87	小学社会3年 (日本文教出版) P66-87		
家庭科	C 消費生活・ 環境	(1) 物や金銭の 使い方と買物	ア(ア)	買物の仕組み	P2	わたしたちの 家庭科 5・6 (開隆堂) P58-63	新しい家庭 5・6 (東京書籍) P32-39
				消費者の役割	P3,6-8		
				物や金銭の大切さ	P3-5		
				物や金銭の計画的な使い方	P3,5		
		ア(イ)	身近な物の選び方	P3,4			
			身近な物の買い方	P3,7			
			購入するために必要な情報の 収集・整理	P3			
イ	身近な物の選び方、買い方の 工夫	P3,7					
(2) 環境に配慮 した生活	ア	自分の生活と身近な環境との 関わり	P4	わたしたちの 家庭科 5・6 (開隆堂) P28-33 P62-63 P68-71 P94-102	新しい家庭 5・6 (東京書籍) P38-39 P50-57 P86-94 P116-121		
		環境に配慮した物の使い方	P4				
	イ	環境に配慮した物の使い方の 工夫	P4				

<注意点>

- ・教材に関する著作権は、愛知県に帰属します。
- ・学校における教育目的で使用する場合は、複製等が可能です。その他の目的で使用する場合は、事前に愛知県県民生活課へ御連絡ください。

教材の活用例

教材は、教員による授業での活用以外にも、以下のとおり活用できます。
これらは、一例に過ぎませんので、各学校の状況に合わせて活用してください。

外部講師による実践的授業

学校における実践的な消費者教育の取組を支援するため、愛知県金融広報委員会*1 と連携して、外部講師（金融広報アドバイザー*2、消費生活相談員、弁護士、司法書士等）を無料で派遣し、教材を活用した実践的授業を行っています。ぜひ、御利用ください！

*1：詳細はP15を参照。

*2：金融広報中央委員会から委嘱を受けたお金に関する各種専門家（消費生活相談員やファイナンシャルプランナーなど）です。

▼講師派遣の手順▼	▼お申し込みにあたっての留意点▼
① 県民生活課等へ問合せ、日程等調整	申込時期 原則、講座実施日の50日前まで
② 県民生活課等へ講師派遣申込書の提出	実施時期 随時
③ 学校へ派遣決定通知の送付	講師費用 無料
④ 詳細について直接講師と打ち合わせ	その他 申込者の負担により開催場所は確保してください
⑤ 講師派遣（講座等の開催）	申込方法 まずは電話でお問い合わせください。
⑥ 県民生活課等へ実施報告書の提出	問合せ先：愛知県県民生活課 (Tel. 052-954-6603)
※講師派遣の手順については、愛知県金融広報委員会と連携して進めています。	※申込書を愛知県のWEBページからダウンロードの上、メールでもお申し込みいただけます。
	メール: kenminseikatsu@pref.aichi.lg.jp
	(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/consumer-education-materials-for-school.html)
	愛知県 WEB

自宅学習教材

教材は、学習指導要領に基づいた内容であり、教科書の内容に準じています。
そのため、教材を自宅学習教材として活用することにより、授業で学んだ内容を復習することができます。

ただし、教材は「クイズ」や「自分、友達・家族の意見を書く」など、実践的に学ぶことができるワーク形式となっていますので、自宅学習として活用する場合は、あらかじめ児童に注意事項や活用の仕方（例：「答えは最後のページに掲載されている」、「家族に意見を書いてもらう」など）を説明してください。

長期休業中の課題

長期休業中の課題として活用される場合は、あらかじめ児童に注意事項や活用の仕方（例：「クイズの答え合わせを長期休業明けの授業で行う」、「友達・家族の意見を書くところは、長期休業明けの授業で行うので空欄にする」など）を説明してください。

また、必要に応じて、教材を参考に実践（例：「お小遣い帳をつける」、「エシカル消費を实践する」など）をして、身に付けた知識を日常生活でも活用するよう説明してください。

教材の解説

【ねらい】

- ・児童から大人まで、みんなが消費者であることに気付く。
- ・商品やサービスを買ったり、買ったものを使ったりする人は、「消費者」であるということに気づき、小学生も消費者の一人であることが分かる。
- ・「消費者チェック」に取り組むことで、これからの学習を見通すことができる。

わたしたちも消費者

【授業の進め方とポイント】

- ① 買い物の経験の有無について、児童に問いかけ、何をどこで購入したか、その購入したものを生活の中でどのように使っているのかを発表させる。
<発表例>
 ・「文房具屋で鉛筆とノートを買った。学校の授業で使っている。」
 ・「スーパーでパンとお菓子を買った。お腹が空いていたので、公園で友達と食べた。」
 - ② 児童は、商品の購入例は挙げやすいと思われるが、サービスの購入例は挙げにくいと思われる。
 サービスの購入例として、「電車やバスの乗車」を挙げ、サービスの購入についても気付かせる。
- ※ 「商品」と「サービス」の違いについては、消費者としての基礎的な知識であるため、小学生のうちから身に付けておくが良い。

小学生向け
かしこい消費者のスヌメ
～みんなで考えよう暮らしとお金～

わたしたちも消費者
わたしたちは、お金を払ってお店で文房具や食べ物を買ったり、バスに乗るなどのサービスを利用したりして生活しています。このように、商品やサービスを買ったり、買ったものを使ったりすることを「消費」といい、消費する人を「消費者」といいます。小学生も消費者の一人です。

消費者チェックをしてみましょう

- ① 契約って？
パン屋でパンを買いました。これって、契約ですか？
はい / いいえ → 2ページへ
- ② お金の上手な使い方って？
今までの買い物で失敗したことがありますか？
はい / いいえ → 3ページへ
- ③ 環境に優しい消費生活って？
買い物に行くときマイバッグを持って行きますか？
はい / いいえ → 4ページへ
- ④ プリペイドカードって？
お金と同じように支払いに使えるプリペイドカードを知っていますか？
はい / いいえ → 5ページへ
- ⑤ ゲーム課金って？
オンラインゲームをするためのアイテムが今日だけ50%オフの100円に。ほしいアイテムがあるけど、すぐに買いますか？
はい / いいえ → 6、7ページへ

あいピョン
いっしょにがんばるよ！
ふりかえりよ！

愛知県
氏名 _____ 小学校 _____ 年 _____ 組 _____ 番 _____

消費者チェックをしてみましょう

- ③ 消費者チェックの①～⑤までについて、①から順に読み上げて、「はい / いいえ」のうち、該当する答えを○で囲ませる。
 - ④ 消費者チェックは、「①契約って？」以外は回答例がない。そのため、各設問に関連する内容を発問し、児童に発表などをさせる。なお、「①契約って？」の答えについては、教材P2で説明する。
 「①契約って？」では、契約だと思う児童と、契約だと思わない児童に考えを発表させる。※正解は「はい」。
 「②お金の上手な使い方って？」では、買い物での失敗例を児童に発表させる。
 「③環境に優しい消費生活って？」では、マイバッグがどうして環境に優しいのかを児童に発表させる。
 「④プリペイドカードって？」では、どのようなプリペイドカードがあるかを児童に発表させる。
 「⑤ゲーム課金って？」では、オンラインゲームなどで課金をしたことがある児童がいるかを確認する。
- ※ 児童の発言については、最小限とし、10分程度で実施できると良い。

契約ってどんなこと?

【ねらい】

- ・毎日の生活の中で、自分たちが様々な契約をしていることに気付く。
- ・契約成立後は、買った人の一方的な都合だけでは契約の取り消しができない場合もあることを説明できる。

契約とは

【授業の進め方とポイント】

- ① 「契約」という言葉について、どのようなときに聞いたことがあるかと発問し、児童に発表させる。
 <発表例>
 ・「親と一緒に携帯電話を買いに行ったときに、お店の人が「契約」と言っていた。」
 ・「親と習い事の先生が話をしているときに、「契約」という言葉を使っていた。」
- ② 契約には様々なものがあるが、今回は主に売買契約について学習することを話す。
- ③ 教材P2右上の契約成立に関するイラストを掲示（投影）して、契約成立の条件と契約成立後の買う人（消費者）と売る人（事業者）の関係性を説明する。
 ※ 消費者チェックの「①契約って？」の正解が「はい」であることを説明する。

契約とは
 契約とは、法律上の責任が伴う約束のことです。
 買う人（消費者）と売る人（事業者）のおたがいの意思が合ったとき（合意）に、売買契約が成立します。
 契約が成立すると、買う人はお金を支払い、売る人は商品をわたします。
※買った後は、買った人の一方的な都合で返品する（契約をやめる）ことはできません。

契約クイズ
 契約だと思うものに○をつけましょう（○をつけた理由も考えましょう）。
 ① 本屋で本を買う
 ② オンラインゲームで遊ぶ
 ③ 放課後、友だちと遊ぶ約束をする
 ④ 病院で先生さんに診てもらおう

クイズ2
 リュックサックを買った後のできごとです。絵を見て下の問いに答えましょう。
 「あれ?このお店では、もっと使いやすいリュックサックが売ってる!」
 「これを返品したいのですが...」
 「断られてしまった、どうして?」
 <問い> お店で返品を断られた理由を、考えて書いてみましょう。
契約が成立しているのに、買った人の一方的な都合で返品する（契約をやめる）ことはできないため。

- ④ 契約クイズ1の4つの事例をみて、契約だと思うものに○をつけさせる。その後、答え合わせをする。
- ⑤ 各事例について、契約だと思う理由を考えさせ、「③放課後、友だちと遊ぶ約束をする」だけが契約ではないことを伝える。
- ⑥ 契約について、「自分と相手との合意で成立する」、「決めたことを守る責任がある」という点は、約束と同じだが、「法律で決められたルール（法的な拘束力）に従う必要がある」という点が変わっていることを説明する。

⑦ 契約クイズ2として、購入したリュックサックの返品をお店の人に申し入れたが、返品を断られたのはなぜか、理由を考えて記入させる。

お金の上手な使い方って?

【ねらい】

- ・買いたいものを「必要なもの=Needs（ニーズ）」と「ほしいもの=Wants（ウォンツ）」に分けることができる。
- ・限られたお金で何を買うのかを考える力を身に付け、今後の買い物に生かすことができる。

「必要なもの（Needs）とほしいもの（Wants）」を考えよう

【授業の進め方とポイント】

- ① 何か買いたいものがあるならば、それを「必要なもの=Needs（ニーズ）」と「ほしいもの=Wants（ウォンツ）」に分けて考えると良いと伝える。
- ② Needs（ニーズ）とは、生活する上で、無いと困ってしまうもの（必要なもの）のことであり、Wants（ウォンツ）とは、生活する上で、あったら嬉しいもの（ほしいもの）のことでありと説明する。
- ③ 今、買いたいと思っているもの（ここでは商品を想定）を5つ書かせて、児童に買いたいものと思いたいと思う理由を発表させる。理由を明らかにすることで、それがNeeds（ニーズ）なのか、Wants（ウォンツ）なのかを分けやすくする。
- ④ 買いたいもの5つを「必要なもの（Needs）」と「ほしいもの（Wants）」の表に分類させる。また、自分は具体的にどのような行動を取るかを下の選択肢から選び、その番号を書かせる。
- ⑤ 周りの友達等に記入した内容を紹介させる。分類結果の紹介を通して、人によって分け方が違うことを気付かせる。
- ⑥ 今後、何か買いたいものがあるときは、その必要性を考えて、計画的に購入することが大切であると伝える。

必要なもの（Needs）とほしいもの（Wants）」を考えよう
 何か買いたいものがあるときは、まずは買いたいものを「必要なもの（Needs）」と「ほしいもの（Wants）」に分けてみましょう。その上で、限られたお金で何をかうかをよく考えましょう。

あなたが今買いたいと思っているものを5つ書いてみましょう

必要なもの Needs (ニーズ)	ほしいもの Wants (ウォンツ)
名前 番号 ①	名前 番号 ⑥
名前 番号	名前 番号
名前 番号	名前 番号
名前 番号	名前 番号
名前 番号	名前 番号

① 家族に買ってもらう ④ 今はまんする ⑦ 家族に相談する
 ② おこづかいで買う ⑤ おこづかいを貯めて買う ⑧ 本当に必要なかを考える
 ③ しんせきの人だからゆずってもらう ⑥ 誕生日など特別な日に買ってもらう ⑨ その他

買い物の仕方を工夫しよう
 お金は、商品やサービスを買うことができる便利なものですが、使うとなくなってしまいます。お金を大切に使うために、どのように気をつけたいですか。また、買った物を長く大切に使うために、どのようなことに気をつけて買い物をしますか?

買い物をするときは次のことをチェックしよう

- 買う前に本当に必要かを考える。
- 予算（使ってもよいお金）を決める。
- 商品のことを調べる。
 ・値段、大きさ、使いやすさ、デザイン、色など
 ・環境のことを考えた商品か
- どこで買うのか（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、インターネット販売など）を調べて決める。

レシートは必ずもらって確認しよう

買い物の仕方を工夫しよう

【授業の進め方とポイント】

- ⑦ お金の大切さを伝えた後に、買い物をする前にどのようなことに気を付けているかと発問し、児童に発表させる。
 <発表例>
 ・「買って来るものをメモする。」
- ⑧ 買い物のときや、買い物から帰ってきたらどのようなことに気を付けているかと発問し、児童に発表させる。
 <発表例>
 ・「おつり、レシートの内容を確認する。」
 ・「帰ってからレシートを見て、お小遣い帳をつける。」

Needs（ニーズ）とWants（ウォンツ）は、児童それぞれが違った商品を挙げるのが想定されます。また、同じノートでも、学校で使う算数のノートと、持っていたら嬉しく感じるキャラクター付きのノートでは、判断が違ってきます。なぜNeeds（ニーズ）なのか？、なぜWants（ウォンツ）なのか？、児童が考えた理由をしっかりと説明できるように指導しましょう。



環境のことを考えた消費生活って？

【ねらい】

- ・環境を大切にしたい消費生活について考え、実践することができる。
- ・環境に加えて、人や社会、地域のことを考えて商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費」の意味や具体例が分かる。

環境のことを考えよう

【授業の進め方とポイント】

- ① <環境のことを考えた消費生活の具体例>の中で、自分が取り組んでいることに○をつけさせる。また、その他にも取り組んであることがあれば[]に記入させる。
- ② []にどのようなことを書いたかと発問し、児童に発表させる。
<発表例>
・「使わなくなったおもちゃをいここにあげた。」

エシカル消費とは

【授業の進め方とポイント】

- ③ 環境に加えて、人や社会、地域のことを考えて商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」ということを説明する。
- ④ エシカル消費の具体例を見て、知っている取組や実践したことがある取組があるかと発問し、児童に発表させる。
<発表例>
・「買い物に行くときは、マイバッグを持って行く。」
・「福祉作業所で作られたクッキーを買った。」

※必要に応じて、[参考]エシカル消費の実践例(4コマ漫画)を紹介して、具体的な取組を気付かせる。なお、4コマ漫画は[補足]に示した「エシカル×あいち」からダウンロードできます。

参考 エシカル消費の実践例について

環境への配慮編～野菜を丸ごと活用して調理する～



環境・地域への配慮編～マイバッグを持って地元の朝市で朝ど野菜を買う～



環境のことを考えた消費生活って？

わたしたちは毎日当たり前のように物を買って、食べたり使ったりして生活しています。一人一人が生活の仕方を工夫し、環境を大切にしたい消費生活を送りましょう。

「環境のことを考えた消費生活の具体例」の中から、自分が取り組んでいることに○をつけましょう。その他にも取り組んであることがあれば、[]に書きましょう。

「環境のことを考えた消費生活の具体例」

- 1 買物の時はマイバッグを持参し、不要なレジ袋はもらわない。
- 2 必要な分だけ買うようにしている。
- 3 ごみを分別して捨てている。

エシカル消費とは

環境に加えて、人や社会、地域のことを考えて商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」といいます。地球の環境を守り、人々の暮らしをよりよくするための大切な取り組みです。愛知県では、「私が変わる 未来を変える」を合言葉に「エシカル消費」に取り組んでいます。

エシカル消費の具体例

リサイクル製品・エコ商品を選ぶ
環境負荷を減らす、資源を保護する

エコマーク グリーンマーク

マイバッグを持参する
プラスチックごみを減らす

必要な分だけ買う
食品ロスを減らす

認証ラベル・マークのある商品を選ぶ
持続可能な森林資源や水産物の普及につながる

FSC MSC 「海の ecolabel」

フェアトレード商品を選ぶ
発展途上の生産者・労働者の生活をよくして、自立を支援する

地域で生産された農林水産物や地産品を選ぶ
地域を元気にする、環境負荷を減らす

【参考】エシカル消費を促すための認知度の高いロゴマーク

人への配慮編～コロナ渦で打撃を受けている事業者の商品をネット通販で買う～

社会への配慮編～プチギフトとしてフェアトレード商品を買う～

【補足】エシカル消費ポータルサイト「エシカル×あいち」について

「エシカル×あいち」では、エシカル消費の具体例や、県、市町村、事業者、団体などの取組・活動紹介の情報を発信しています。

〔詳細はP14を参照してください。〕 [エシカルあいち](#) 検索

お金の代わりにカードって？

【ねらい】

- ・プリペイドカードはお金と同じように支払いに使うことができるカードであることが分かり、そのメリットとデメリットを整理することができる。

プリペイドカードとは

【授業の進め方とポイント】

- ① お金と同じように支払いに使うことができるプリペイドカードがあることを伝え、気を付けて管理する必要があることを伝える。また、お金とは違って、プリペイドカードは使用した金額が分かりにくいので、使い過ぎに気を付ける必要があることも伝える。
- ② ワーク1として、各問の文頭の□に、自分が使ったことがあるものには○を、家族の誰かが使っているところを見たことがあるものには○を、知らないものには×を記入させ、日常生活の中でプリペイドカードに触れたことがあるかと発問し、児童に発表させる。
<発表例>
・「電車に乗るときにプリペイドカードを使った。」

参考 プリペイドカードについて

見たい目	解説
IC型	①は、TOICA(トイカ)やmanaca(マナカ)などの交通系のカードを想定しています。 ②は、nanaco(ナナコ)やWAON(ワオン)などの流通系のカードを想定しています。特に流通系のカードは、家族と買い物に行ったときに使用している様子を目にしているかもしれません。
サーバ型	③は、iTunes(アイチューズ)カード、LINE(ライン)プリペイドカード、ニンテンドープリペイドカードなどのオンライン決済に使用するカードを想定しています。
磁気型・紙型	④は、QUO(クオ)カードや図書カードなどの磁気型カードを想定しています。情報をカードの磁気に記録しているため、残高が無くなると使用できません。 ⑤は、デパートや百貨店で使用できる共通商品券などの紙型カードを想定しています。

補足 クレジットカードとポイントカードについて

種類	解説
クレジットカード	利用者に代わり、クレジット会社が代金を立て替える「後払い方式」で、買物代金は銀行口座の預金等から支払います。信用が無いと持てないカードであるため、小学生は持つことができません。
ポイントカード	提携店で購入する度に、その支払額に応じたポイントが貯まり、商品の購入や特典を得ることができます。小学生でもカードを作成でき、年齢制限がないものがほとんどです。

お金の代わりにカードって？

プリペイドカードとは

先に支払ったりチャージ(入金)したりして、お金と同じように支払いに使うことができるカードをプリペイドカードといいます。お金と同じように気を付けて管理しましょう。

知っている？身近なプリペイドカード

下の①～⑤は、「プリペイドカード」を使っている場面です。自分が使ったことがあるものに○を、家族の誰かが使っているところを見たことがあるものに○を、知らないものに×を□の中につけましょう。

①電車やバスで ②コンビニエンスストアで ③インターネットで ④書店で ⑤デパートで

種類	IC型	サーバ型	磁気型・紙型
特徴	① お金をカードにチャージ(入金)しておき、支払う時に、端末にタッチするなどして使う。	③ 番号が記入されたカードなどを買って、その番号をウェブサイトに入力して使う。	④ ⑤ 事前に買って使う。お金をチャージ(入金)することはできない。

ワーク2 「プリペイドカード」のメリット(よいところ)とデメリット(困るところ)、使うときに気を付けたいことを考えましょう。

	自分の考え	友だち・家族の考え
メリット(よいところ)		
デメリット(困るところ)		
使うときに気を付けたいこと		

- ③ ワーク2として、「プリペイドカード」のメリットとデメリット、使うときに気を付けたいことを記入させるほか、友達や家族の考えも記入させる。

メリット(記入例)	デメリット(記入例)
<ul style="list-style-type: none"> ・お金を払う手間が省ける ・おつりをもらう必要が無い ・財布にお金が無くても良い ・ポイントが貯まる など 	<ul style="list-style-type: none"> ・お金を支払う感覚が無い ・つい使い過ぎる ・いくら使ったか分かりにくい ・残高が分かりにくい ・使えないお店がある など

使うときに気を付けたいこと(記入例)

- ・お金と同じように大切に扱う
- ・紛失しないようにする
- ・使い過ぎないようにする
- ・いくら使ったかを分かるように記録する など

小学生に多い消費者トラブルって？

【ねらい】

- ・オンラインゲームやインターネット通販など、インターネットを利用するときには、様々なトラブルに巻き込まれる可能性があることに気付き、注意して安全に利用できる。
- ・困ったことがあったら家族や消費生活センターに相談することができる。

インターネットの利用と消費者トラブル

【授業の進め方とポイント】

① ゲーム機やスマートフォン(スマホ)などで、インターネットを利用したことがあるか、インターネットの消費者トラブルの話聞いたことがあるかと発問し、児童に発表させる。

<発表例>

- ・「オンラインゲームで有料のアイテムをたくさん買ったら、親に叱られたという話を、友達から聞いた。」
- ・「姉が、『インターネットでTシャツを買ったけど、思っていたのと違うのが届いた』と言っていた。」

② 教材 P6 -7 の事例は、愛知県の小学生に多い消費者トラブルであることを伝えた上で、解説書 P10 上部の【参考】のグラフを掲示(投影)して、これらのトラブルは身近にあるので、気を付ける必要があることを説明する。

③ トラブル1(オンラインゲームの課金で...)の3コマ漫画を説明し、どうすれば良かったと思うかを考えさせ、ワークシートに記入させる。記入後は、周りの友達等に記入した内容を紹介させる。

<記入例>

- ・「あらかじめ家族にいくらまでなら課金して良いか聞けば良かった。」
- ・「オンラインゲームで課金するのは、自分でお金を儲けられるようになってからだ。」
- ・「アイテム欲しさに課金してはいけない。」
- ・「お小遣いの範囲で課金すれば良かった。」

小学生に多い消費者トラブルって？

インターネットの利用と消費者トラブル

ゲーム機やスマートフォン(スマホ)などで、インターネットを利用する機会が増えています。インターネットは便利ですが、トラブルに巻き込まれる可能性もあります。どうすればトラブルに巻き込まれないか考えてみましょう。

愛知県の小学生に多い消費者トラブルなんだって!!

トラブル1 オンラインゲームの課金で...



どうすれば良かったと思いますか

<自分の考え> _____

<友だち・家族の考え> _____

トラブル2 ワンクリックで高額な請求が...



どうすれば良かったと思いますか

<自分の考え> _____

<友だち・家族の考え> _____

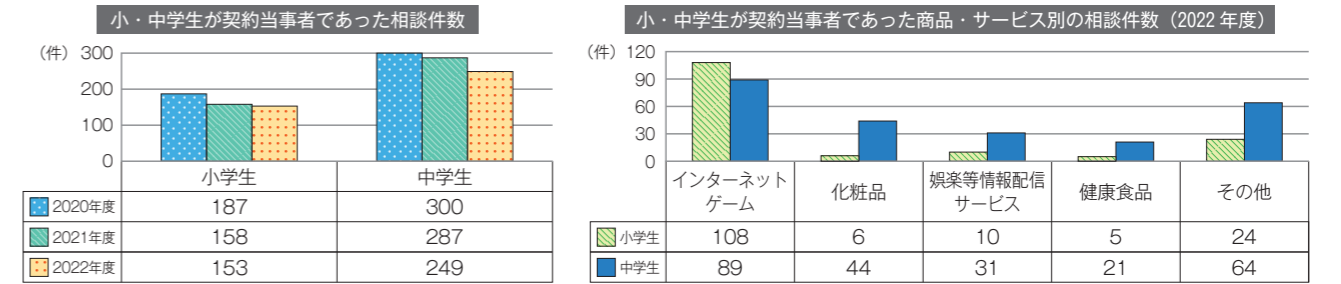
④ トラブル2(ワンクリックで高額な請求が...)の3コマ漫画を説明し、どうすれば良かったかを考えさせ、ワークシートに記入させる。記入後は、周りの友達等に記入した内容を紹介させる。

<記入例>

- ・「無料というのが罠かもしれないから気を付ける。」
- ・「お金を支払うよう連絡がきたら、家族に話す。」
- ・「小学生は自分一人で買い物をしてはいけないので、家族に相談する。」

【参考】愛知県及び市町村の消費生活センターに寄せられた消費生活相談の状況(2023年5月2日現在)について

小・中学生が契約当事者であった相談件数は、ここ数年で見ると減少していますが、商品・サービス別で見ると、「未成年者が家族のクレジットカード情報を利用し、オンラインゲームで高額な課金をしてしまった。」などの、インターネットゲーム(オンラインゲーム)に関する相談が最も多く寄せられています。



トラブル3 インターネット通販の利用で...



どうすれば良かったと思いますか

<自分の考え> _____

<友だち・家族の考え> _____

トラブル4 SNSで個人情報を書き込んだら...



どうすれば良かったと思いますか

<自分の考え> _____

<友だち・家族の考え> _____

もしも困ったことがあったら...

●まずはまわりの大人に相談しよう!
買った物や、インターネットを使ったりしているときに、少しでも「おかしい」「怖い」と思ったなら、一人で悩まずに、すぐに家族や学校の先生などまわりの大人に相談しよう。

●消費生活センターでは、相談を受け付けているよ!
消費生活センターでは、専門の相談員が相談に乗ってくれます(無料・秘密厳守)。

自分が住んでいるまちの消費生活センター(または、消費生活相談窓口)を調べて書きましょう。

名 称: _____

電話番号: _____

もしも困ったことがあったら...

【授業の進め方とポイント】

⑧ 自分が住んでいるまちの消費生活センター(または消費生活相談窓口)を調べて、名称と電話番号を記入させ、何か困ったことがあれば家族や消費生活センターなどに相談するよう説明する。

⑤ トラブル3(インターネット通販の利用で...)の3コマ漫画を説明し、どうすれば良かったと思うかを考えさせ、ワークシートに記入させる。記入後は、周りの友達等に記入した内容を紹介させる。

<記入例>

- ・「安いで買っただけは良くない。」
- ・「注文する前に家族に相談する。」
- ・「自分でお金を払えるのかを考えてから買うべき。」
- ・「怪しいサイトかどうかをしっかりと確認する。」

⑥ トラブル4(SNSで個人情報を書き込んだら...)の3コマ漫画を説明し、どうすれば良かったと思うかを考えさせ、ワークシートに記入させる。記入後は、周りの友達等に記入した内容を紹介させる。

<記入例>

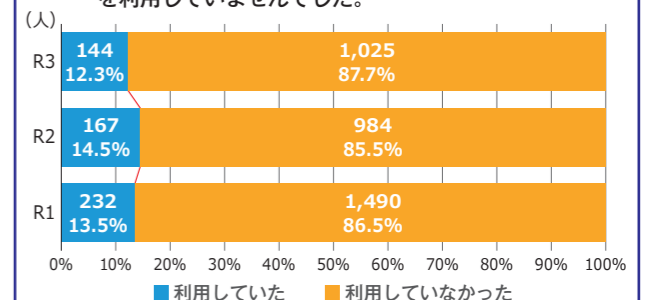
- ・「名前と住所は教えない。」
- ・「写真を撮って送ると、どこに住んでいるか分かっちゃうと聞いたことがあるので、写真は送らない。」

⑦ 4つのトラブル事例から、インターネットの消費者トラブルに遭わないためには、どのようなことに気を付けたら良いかと発問し、児童に発表させる。

<発表例>

- ・「インターネットを利用する際のルールを家族と話す。」
- ・「フィルタリング(児童が有害な情報等にアクセスできないように設定する機能)を利用する。」

【参考】SNSに起因する被害児童のフィルタリング状況について
被害に遭った児童のうち、87.7%がフィルタリングを利用していませんでした。



出典: 警察庁「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

さらにかしこい消費者になるには？

【ねらい】

- ・「あい暮らしWEB」の消費者教育コンテンツを活用し、教材で学んだ内容を振り返ることができる。
- ・消費生活に関する相談先を把握し、何か困ったときには消費生活センターに相談することが重要であると分かる。

あい暮らしWEBについて

【授業の進め方とポイント】

① “あい暮らしWEB”では、消費者としての知識を「アニメ」や「かるたゲーム」で学ぶことや、自分が消費者トラブルに巻き込まれやすいかを心理チェックで確認することができるので、教材で学んだ内容の振り返りとして、調べ学習や自宅などで利用するよう伝える。

主なコンテンツ

かしこい消費者市民になろう



・「消費者とは誰のことか」、「自分たちが生きていく上で必要なお金はどのくらいか」、「あなたは契約をしたことがあるか」などの設問に○×形式で回答し、消費者に関する知識をアニメ形式で学ぶことができる。

あなたのダメサレやすさを診断します！



・「人に気を遣いすぎてグツタリしてしまうことがよくある」、「どれにしよう…となかなか決められず迷ってしまうことが多い」などの設問に○×形式で回答すると、タイプ別に分類された自身のダメサレ度（トラブルに巻き込まれやすいか）が分かる。

消費者トラブルかるた



・消費生活に関連する“かるた”が読み上げられるので、該当する“かるた”をクリックして取る。
・ピッピー（あい暮らしWEBキャラクター）と、どちらが多く“かるた”を取ることができるかの対戦形式で、消費生活に関する内容を“かるた”で遊んで学ぶことができる。



- ② 消費生活に関する問題を抱えたら、一人で悩まずに、すぐに家族や学校の先生など周りの大人に相談するよう、改めて伝える。
- ③ 困った場合は、県や市町村に設置されている消費生活センター（または消費生活相談窓口）につながる消費者ホットライン「☎188（いやや!）」に連絡するよう伝える。

授業展開例① 「買い物の仕方を工夫しよう」

題材の目標

「契約」と「お金の上手な使い方」を理解し、適切な判断や意思決定に基づいた消費行動を考えることができる。

指導案

45分（家庭科などで実施）

学習過程	学習内容	指導上の留意点	教材ページ
導入	<ul style="list-style-type: none"> ○買い物の経験を発表する <発表例> <ul style="list-style-type: none"> ・鉛筆とノートを買った ・パンとお菓子を買った ・電車に乗って旅行をした ○商品とサービスの違いを考える ○消費者チェックをする 	<ul style="list-style-type: none"> ○自分たちがお金と交換して様々な商品やサービスを手に入れていることに気付かせる ○商品とサービスの違いを児童の生活にある事例を示して説明する ○消費者チェックにより、これからの学習の見直しをもたせる 	P1
展開	<ul style="list-style-type: none"> ○売買契約とはどのようなことかを確認し、契約クイズ1をする ○契約クイズ2として、リュックサックを返品できない理由を考えて書き、発表する <発表例> <ul style="list-style-type: none"> ・1度使ってしまったから ・レシートを失くしたから ・買った後、1週間が経ったから 	<ul style="list-style-type: none"> ○契約クイズ1の答え合わせをして、約束と契約の違いに気付かせる ○返品できない理由について、数名の児童を指名して発表させる ○買う人と売る人の合意で契約が成立するので、買う人の一方的な理由では、契約を取り消すことができないことを確認させる 	P2
展開	<ul style="list-style-type: none"> ○買いたいものを5つ書く <記述例> <ul style="list-style-type: none"> ・好きなキャラクターのぬいぐるみ ・お出かけ用の洋服やスニーカー ・学校で履くための靴下 ○買いたいもの5つを「Needs」と「Wants」に分けて、どのような行動をとるかを考えて表に整理し、考えたことや気が付いたことを周囲の児童と紹介し合う 	<ul style="list-style-type: none"> ○買いたいものを書くにあたり、なぜそれを買いたいのかを考えるよう指示する ※5つ書けないという児童がいても良い ○買いたいものを表に整理させる 	P3
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ○「買い物の仕方を工夫しよう」を読み、「買い物をするときには次のことをチェックしよう」をする ○今後、買い物をするとき、どのようなことに気を付けて買い物をするかを発表する <発表例> <ul style="list-style-type: none"> ・本当に必要か考えてから買う ・商品をよく調べてから買う 	<ul style="list-style-type: none"> ○「買い物をするときには次のことをチェックしよう」は、「Needs」と「Wants」を意識させて、チェックを入れさせる ※1時間に余裕があれば、買い物をするときには環境のことを考えることが大切であることを伝える ※2時間に余裕があれば、お金の代わりにカード（プリペイドカード）があることを伝える 	P4(※1) P5(※2)

授業展開例② 「小学生に多い消費者トラブルって？」

題材の目標

小学生に多い消費者トラブルを学び、気を付けるべき点や、トラブルに遭った場合の対応方法などを考えることで、トラブルの未然防止・拡大防止につなげることができる。

指導案

45分（家庭科などで実施）

学習過程	学習内容	指導上の留意点	教材ページ
導入	<p>○スマートフォンやタブレット端末などの利用経験を発表する</p> <p><発表例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族との連絡やオンラインゲームをするときに使う ・SNSや動画を見るときに使う <p>○スマートフォンやタブレット端末などでの消費者トラブルの経験を発表する</p> <p><発表例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインゲームのアイテムを買うために課金をしたら親に叱られた ・無料で音楽を聴けるサイトに会員登録したら、いつの間にかお金を請求されていた 	<p>○スマートフォンなどを持っていない児童には、スマートフォンなどを持った場合にどのように使いたいかを発表させても良い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンなどの便利な点などについても話題にする <p>○消費者トラブル事例が、児童から出にくい場合は、指導者が聞いたことがある事例などを紹介する</p> <p>○消費者トラブルに遭わずにすむ方法を考えさせて、発表させても良い</p> <p><発表例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険なサイトにアクセスしない ・どのような消費者トラブルがあるかを知っておく 	P6
展開	<p>○トラブル1「オンラインゲームの課金で…」とトラブル2「ワンクリックで高額請求が…」を見て、どうすれば良かったかを考えてワークシートに書き、周りの友達等と考えを紹介し合う</p>	<p>○インターネットの利用については、児童によって実態が異なるので、周りの児童と話し合わせたり、相談件数などの資料を提示したりすると経験の少ない児童も取り組みやすくなる</p>	P6
	<p>○トラブル3「インターネット通販の利用で…」とトラブル4「SNSで個人情報を書き込んだら…」を見て、どうすれば良かったかを考えてワークシートに書き、周りの友達等と考えを紹介し合う</p>	<p>○児童一人でトラブル1～4の全てを考えるとワークシートに書かせても良いが、児童をグループに分けて、1つのトラブルをグループで考えて、発表させても良い</p> <p>※グループ毎に発表させる場合は、各グループの発表を聞きながら、ワークシートに記述させたり、不明点を質問させたりする</p>	P7
まとめ	<p>○トラブル事例を学び、気を付けるべき点や、トラブルに遭った場合の対応方法などを発表する</p> <p><発表例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の承諾を得た後に、オンラインゲームのアイテムを買う ・トラブルに遭ったら、まずは家族に相談する 	<p>○トラブルに遭ったら、まずは家族に相談したほうが良いことを伝える</p> <p>※未成年者取消権（未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができるとされている）を補足で説明する</p>	P7

愛知県の消費者教育の取組

「あい暮らしWEB」による情報発信

悪質商法への注意喚起を始め、消費者事故やエシカル消費など、消費生活情報を広く発信するとともに、消費者教育に役立つコンテンツを提供しています。



(<https://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/index.html>)

「エシカル×あいち」による情報発信

エシカル消費について、広く県民の皆様へ普及啓発するため、エシカル消費の具体例や、取組・活動紹介などの情報を発信しています。



・エシカルについて学べる！
イメージ画像とともに、分かりやすく解説しています。

・エシカルを実践できる！
日々の暮らしの中で、できることから、無理のない範囲でエシカル消費を取り入れることができるよう、身近な消費行動事例を紹介しています。

・エシカル度が計測できる！
日々の暮らしの中で実践している消費行動や取組をチェックできます。



(<https://www.pref.aichi.jp/kenmin/ethical/index.html>)

消費生活情報「あい暮らしっく」の配信

悪質商法による被害の未然防止や食の安心・安全に関する話題、行事のお知らせなど、暮らしに役立つ情報を掲載しており、年6回配信しています。



(<https://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/information/kurassic.html>)

映像教材の貸出

契約・クレジット・悪質商法・インターネット・消費者教育など、消費生活に関するDVD等の教材の貸出をしています。



(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenminseikatsu/0000032843.html>)

消費者教育オンライン講座の配信

消費者トラブルに遭うことなく、自ら合理的な判断を行うことができるよう、動画配信による消費者教育オンライン講座をYouTube上で開講しています。



(<https://www.youtube.com/channel/UC8kNHdkVwQx3lx5LTRZNhg>)

「18歳からの大人大作戦!!!」の配信

愛知県消費生活総合センターに多く寄せられた若者の消費者トラブルの中から、「美容関連の契約」、「インターネット通販」、「情報商材の購入」を取り上げて注意を促すとともに、困ったときの「消費者ホットライン☎188」をキャラクターとテロップで紹介する35秒のアニメーション動画をYouTube上で配信しています。



(<https://www.youtube.com/watch?v=WebtkX7IL8o>)